

福島市告示第86号

地方自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者について、下記の者を指定公金事務取扱者に指定したので、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき告示します。

令和8年4月1日

福島市長 馬場 雄基

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
名称 エスエフシー株式会社
所在地 福島市南矢野目字三角田8番地
- 2 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入の種類
福島市老人福祉センター使用料
- 3 指定公金事務取扱者に歳入を納入させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日